

(証券コード4673)

(発送日) 2025年2月12日

(電子提供措置の開始日) 2025年2月5日

株 主 各 位

東京都港区三田二丁目11番15号  
川崎地質株式会社  
代表取締役社長 栃本泰浩

## 第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.kge.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR・事業報告」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「川崎地質」又は「コード」に当社証券コード「4673」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年2月27日(木曜日)午前10時(受付開始(予定)午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階  
三田NNホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第74期(2023年12月1日から2024年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期(2023年12月1日から2024年11月30日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により、議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

#### **株主総会資料の電子提供制度に関するご案内**

会社法改正による株主総会資料(※)の電子提供制度の開始に伴い、株主総会資料は、原則として、当社ウェブサイト等で閲覧いただき、書面での提供を行わないことに変更となりましたが、本株主総会におきましては、従前どおり株主総会資料の内容を全て印刷した書面にて、全ての株主様へお送りいたします。なお、次回以降の株主総会におきましては、諸般の事情を考慮のうえ判断する予定です。


(※) ここで株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年2月27日 (木曜日)  
午前10時 (受付開始:午前9時)



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年2月26日 (水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



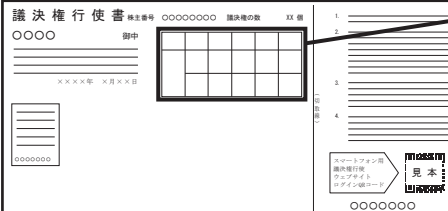
**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年2月26日 (水曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

〇〇〇〇 封中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇〇

インターネット用  
議決権行使書  
ダウンロード  
ログインコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2、4号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

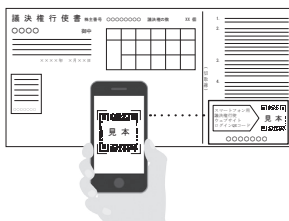
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

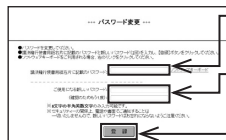
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください


「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

# 第74期事業報告

(2023年12月1日から  
2024年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による各種政策の効果もあり、雇用情勢や所得環境はともに改善され、緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、中東情勢の地政学的リスクやウクライナの戦争の長期化、エネルギー価格・原材料価格の高止まり、欧米における高い金利水準の継続、中国経済の先行き懸念等、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

自然災害の激甚化・頻発化やインフラの老朽化、二酸化炭素排出量削減、防衛力増強等は我が国が直面する内外の重要問題です。建設コンサルタント及び地質調査業界におきましては、国土強靱化のための5カ年加速化対策後もこれらを継続的・安定的に推進する「改正国土強靱化基本法」が一昨年成立し、また再生可能エネルギーを担う洋上風力発電事業及び防衛施設増強のための整備事業も精力的に行われており、国内公共事業を取り巻く環境はおおむね順調に推移するものと予想されます。

こうした状況の中、当社グループはコア技術を活かした点検、診断、維持対策工法検討など予防保全業務に注力するとともに、地質リスクに対応した保有・先端技術を活かした提案力をもって、国土強靱化推進業務をはじめとする自然災害・防災関連等の業務、道路・下水道維持管理をはじめとするインフラメンテナンス業務、再生可能エネルギー、海洋資源開発等、関連業務に全社員協力一致のもと取り組んだ結果、当連結会計年度の経営成績は、次のとおりとなりました。

受注高は117億89百万円（前期比22.6%増）、売上高は95億59百万円（前期比2.9%増）、営業利益は4億31百万円（前期比272.8%増）、経常利益は5億20百万円（前期比172.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億53百万円（前期比124.2%増）となりました。

(対象区分別の売上構成)

(単位：千円)

事業の内容	対象区分	内 容	金 額	構 成 比
地質調査 土質調査	治山・治水 農林・水産	河川・ダム・砂防・治山・海岸・ 地すべり・急傾斜・農地造成・干 拓・埋め立て・農業水路・農道・ 林道・漁港・漁場	2,035,212	21.29
環境調査	運輸施設 上下水道 情報通信	道路・鉄道・橋梁・トンネル・港 湾・空港・浚渫・人工島・上下水 道・情報・通信	4,159,584	43.51
防災調査 海洋調査	建築・土地 造成	超高層建物・一般建築物・鉄塔・ レジャー施設・地域再開発・土地 造成	438,568	4.59
測 量 建設計画	エネルギー ・資源	発電所・送電・備蓄施設・地熱エ ネルギー・自然エネルギー・水資 源・温泉・鉱床・海底資源	2,226,119	23.29
設 計 施工管理	環 境 災 害 保 全	土壌・騒音・振動・水質・大気・ 動植物生態調査・廃棄物処理施 設・地盤沈下・地震災害・火山災 害	600,194	6.28
工 事	そ の 他	遺跡・埋蔵文化財・学術調査・基 礎調査・その他	99,756	1.04
	合	計	9,559,436	100.00

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました、当社グループの設備投資の総額は196,672千円で、その主なものは事務所内改修工事であります。

## (3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

## (4) 重要な組織再編等の状況

特記事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

### ①第74期の業績レビュー

第5次中期経営計画の第72期から第74期の業績は下表のとおりで、第74期は計画ならびに前期に対して増収・増益となりました。そして第5次中期経営計画の目標である売上86億円、営業利益3.85億円、営業利益率4.50%を上回りました。前期に引き続き受注環境は芳しくなかったものの、防衛省の大型業務の施工に伴い大きな利益を得たことが大きな要因となりました。

(第72～74期の業績レビュー)

	売上高			営業利益				当期純利益
	計画 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	計画 (億円)	実績 (億円)	達成率 (%)	売上比 (%)	実績 (億円)
72期	84.8	93.8	110.7	3.22	5.15	160.2	5.50	3.30
73期	86.1	92.9	107.9	2.62	1.15	44.2	1.24	1.57
74期	93.0	95.5	102.8	3.90	4.31	110.5	4.51	3.53

(注) 第73期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第73期以降は連結計算書類に計上した金額を記載しております。

### ②第5次中期経営計画の取り組み

企業価値を向上させて将来に亘って安定した利益を確保し持続的に発展していけるよう、下表に示す中・長期ビジョンを定め、具体的な改善に取り組みことでサステナビリティ経営の推進に努めてきました。

(第5次中期経営計画の取り組み (第72～74期))

ビジョン	取り組み	内容
経営基盤の強化	人材確保	新卒採用維持、中途採用強化、定年延長
	ダイバーシティ	次世代育成推進、女性活躍推進
	I R強化	ホームページ拡充、個人投資家説明会、大谷展示室公開
	B C P対策強化	B C Pガイドライン、備蓄食料、防災訓練、都一斉帰宅抑制
技術力向上	D X推進	業務の効率化・省人化、B I M / C I M活用等
	人材育成	基礎研修・専門研修拡充、社内インターンシップ、外部出向
	研究開発促進	微動アレイ探査、I C T岩盤観察、A I能力向上等
組織体制・事業活動の改善	人事制度改訂	マネジメント強化、貢献度・成長度の適切な評価
	事業領域拡大	コンサル業務対応強化、M & A
	成長分野強化	再エネ事業 (洋上風力発電)、老朽化インフラ整備事業

イ 得意分野に係る斜面や堤防の解析・設計等の業務量拡大・利益確保  
第71期以降、対象業務の全体に占める割合は売上高で18～20%、粗利益で22～24%を維持しています。コンサル業務の原価率は業務全体に比べて平均的に5～7%低く、また市場環境がより安定しています。一定の売上と利益を維持したものの、増収・増益には至っておらず、引き続き、コンサル業務の対応力強化に取り組みます。

- ロ 得意分野や成長分野における事業推進強化  
再エネ事業や放射性廃棄物処分事業に係わる売上拡大に努めました。前者に係わり海洋調査部門を一つの組織に統合し、物理探査からボーリングまでワンストップでサービスを提供する体制を整備しました。また海上鋼製橋の増設、CPT調査船所有企業との営業提携等の取組みの結果、同部門の売り上げは第71期9.0億円、第72期13.0億円、第73期26.4億円、第74期8.3億円となりました。全般に売り上げを伸ばしてきたものの、当社顧客が事業者として選定される・されないが大きな変動要因であり、また第73期には現場トラブルによる利益減となるなどのリスクも発現し、引き続き受注拡大とリスク管理に努めてまいります。
- ハ 災害対応の積極的推進  
地震や豪雨に伴う土砂災害（斜面崩壊、河川堤防損壊等）では、地質・土質に係る高度な知識と経験を駆使した発生原因の究明や対策検討が欠かせません。第74期は能登半島地震等に係り、管轄事業所である北陸支店で数億円規模の災害対応業務を受注し、全国の事業所が支援する体制で対応し、大きな社会貢献を果たしました。このような取組みを災害対応以外の業務に拡充し、全社の売上と利益をさらに伸ばす取組みを進めていきます。
- ニ 持続的に発展する企業を目指した企業価値向上  
定年延長、人事制度改訂、育児に伴う短時間勤務制度改訂、リモートワーク促進、リフレッシュ休暇制度改訂等の職場環境の整備を進めています。働きがいのある職場環境を整備し、社員が安心して業務に精励するとともに新たな領域等に果敢にチャレンジできる企業を目指します。この結果、年次有給休暇取得や育児休暇取得が増えるとともに、社員各位の成長度と貢献度をそれぞれ適切に評価して給与および賞与に反映させる人事制度を運用し、社員の働きがい向上を促進してきました。一方で、これら施策が生産性の低下に繋がり、第74期の一人当たり売上高の減少を招いた可能性があります。これらの解決のため、今後はDX推進等を強化し、業務変革と働き方改革を両立させ、企業価値向上と持続的発展、ならびに社員満足度向上に努めます。

現在の日本社会は、介護問題が深刻化し、女性やシニアを含め多様な働き方へのニーズが高まっています。当社においてもこれらを将来に亘る課題と位置付け、業界を取り巻く市場環境の変化や、その中で当社の独自性への期待を踏まえ、業績維持・拡大とともに働きがいのある企業、社会から必要とされる企業を目指します。



この先の3年間を対象とする第6次中期経営計画は、長期的な将来展望を見据え、技術開発やDX推進による業務対応の効率化・高度化と働き方改革推進、M&Aを含む協業・連携による販路拡大、社員自身の健康維持、株主ならびに女性やシニアを含むあらゆる世代社員の満足度向上などを今後の重要な対処すべき課題とします。創立82周年を迎える第75期は、上記の改善取組みを着実に積み重ね、上場企業として将来に亘って安定した経営基盤構築を目指してまいります。

参考：中期経営計画 <https://www.kge.co.jp/medium-term-plan.html>

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 71 期 (2021年度)	第 72 期 (2022年度)	第 73 期 (2023年度)	第 74 期 (2024年度)
売 上 高(千円)	—	—	9,292,048	9,559,436
営 業 利 益(千円)	—	—	115,658	431,112
経 常 利 益(千円)	—	—	190,909	520,838
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	—	157,795	353,840
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	—	—	181円34銭	406円13銭
総 資 産 (千円)	—	—	9,614,889	9,766,445
純 資 産 (千円)	—	—	4,214,481	4,533,305
自己資本当期純利益率(%)	—	—	3.7	8.1

(注) 1. 第73期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第72期以前については記載しておりません。また、第73期は連結初年度のため、自己資本当期純利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。

2. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数及び「役員株式給付信託(BBT)」制度に残存する当社の株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

項 目	第 71 期 (2021年度)	第 72 期 (2022年度)	第 73 期 (2023年度)	第 74 期 (2024年度)
売 上 高(千円)	8,755,254	9,383,433	9,158,753	9,215,306
営 業 利 益(千円)	501,288	515,774	162,127	413,876
経 常 利 益(千円)	558,482	594,475	236,230	501,837
当 期 純 利 益(千円)	344,031	330,139	124,958	340,303
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	398円71銭	381円06銭	143円60銭	390円59銭
総 資 産 (千円)	8,281,208	8,613,081	9,380,918	9,505,376
純 資 産 (千円)	3,686,096	4,009,603	4,174,136	4,470,208
自己資本当期純利益率(%)	9.8	8.6	3.1	7.8

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式及び「役員株式給付信託(BBT)」制度に残存する当社の株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社ユニオン・コンサルタント	23,000千円	100%	地質調査業

## (8) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

当社グループは、建設工事に関連する地質調査、土質調査を中心に環境・防災・海洋調査業務等を行い、これらに関連する測量、建設計画、設計等の業務及び工事を事業としております。

## (9) 主要な事業所 (2024年11月30日現在)

### ① 当社

本 社	東京都港区三田二丁目11番15号
関 東 支 社	東京都港区三田二丁目11番15号
海洋・エネルギー 事業部	東京都港区三田二丁目11番15号
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目44番1号
横 浜 支 店	神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地
北 海 道 支 店	北海道札幌市北区麻生町七丁目3番12号
北 日 本 支 社	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番16号
北 陸 支 店	新潟県新潟市中央区紫竹山五丁目7番5号
中 部 支 社	愛知県名古屋市名東区上社二丁目184番地
西 日 本 支 社	大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区御幸通五丁目2番15号
中 国 支 店	岡山県岡山市北区柳町一丁目1番1号
四 国 支 店	愛媛県松山市空港通三丁目12番12号
九 州 支 社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
事務所・営業所	釧路・函館・青森・盛岡・宮古・秋田・山形・福島・ 宇都宮・群馬・水戸・千葉・川崎・長野・浜松・佐渡・上 越・岐阜・三重・南大阪・滋賀・奈良・和歌山・広島・島 根・山口・高知・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄
駐在員事務所	ベトナム国ハノイ

### ② 子会社

株式会社ユニオン・コンサルタント 北海道札幌市北区麻生町七丁目3番12号

(10) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
366名	1名減

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
351名	—

(注) 従業員人数には理事2名を含み、社外への出向者2名及び休職者を除いております。

(11) 主要な借入先

①当社 (2024年11月30日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	1,000,000
株式会社三井住友銀行	800,000
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
みずほ信託銀行株式会社	100,000
株式会社りそな銀行	100,000
日本生命保険相互会社	100,000

②子会社 (2024年11月30日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社北洋銀行	102,399
株式会社北海道銀行	22,088

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,400,000株

(2) 発行済株式の総数 1,057,980株

(3) 株主数 955名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	71,244	8.01%
三 木 健 嗣	52,400	5.89
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	42,357	4.76
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	32,973	3.71
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	32,180	3.62
篠 川 宏 明	26,000	2.92
友 田 万 里 子	25,000	2.81
川 崎 地 質 従 業 員 持 株 会	24,831	2.79
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	24,120	2.71
内 藤 正	23,080	2.60

(注) 1. 持株比率は自己株式（168,987株）を控除して記載しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式数は、役員への業績報酬の一環である「役員株式給付信託（BBT）制度」及び従業員の福利厚生サービスの一環である「従業員株式給付信託（JESOP）制度」を含んでおります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取 締 役 （監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	—	—
社 外 取 締 役 （監査等委員であるものを除く）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2024年11月30日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
梶本 泰浩	代表取締役社長	経営管理本部長
太田 史朗	代表取締役専務執行役員	企画・技術本部長 株式会社ユニオン・コンサル タント取締役
中山 健二	取締役常務執行役員	監査統括部長
濱田 泰治	取締役執行役員	関東支社長
沼宮内 信	取締役執行役員	企画・技術本部副本部長
土子 雄一	取締役(常勤監査等委員)	株式会社ユニオン・コンサル タント監査役
小代 順治	取締役(監査等委員)	弁護士 税理士
蓮沼 辰夫	取締役(監査等委員)	巴工業株式会社社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 小代順治、蓮沼辰夫の両氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 小代順治氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員) 蓮沼辰夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役(監査等委員) 土子雄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は小代順治、蓮沼辰夫の両氏を取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
土子 雄一	取締役執行役員 経営管理本部 財務企画部長兼 株式会社ユニオン・コンサルタント監査役	取締役 (常勤監査等委員) 兼 株式会社ユニオン・コンサルタント監査役	2024年2月27日

### 7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で、締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の対象者(役員、執行役員、重要な使用人等)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、被保険者の損害賠償請求による損害が填補されることとなります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）土子雄一氏、小代順治氏及び蓮沼辰夫氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

## (3) 取締役の報酬等

### ① 役員（取締役）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は2016年2月26日開催の第65期定時株主総会において年額180,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は同総会において年額38,400千円以内と決議しておりますが、当該決議時の取締役員数は取締役（監査等委員である取締役を除く）が8名、監査等委員である取締役は3名であります。役員（取締役）の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る方針につきましては、以下のとおりであります。

なお取締役会は当事業年度に係る報酬等についてその内容の決定方法やその決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

#### ロ 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役の報酬等は、各取締役の職責や役位に応じて支給する基本報酬と、会社業績に応じて支給する賞与及び株式報酬で構成されております。

基本報酬は月例の固定報酬とし、代表取締役社長 栃本泰浩（経営全般）と代表取締役専務執行役員 太田史朗（技術全般）が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役職、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。2名の代表取締役を決定権者とした理由は、各取締役の当社全体の業績等への関与・責任度合いについて評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

賞与は定性評価基準として、各取締役の経営への貢献度（使用人部分を除く）を総合的に評価しております。

株式報酬は定量評価の基準として、売上高・営業利益の年度毎の達成状況を評価し役位に応じてポイントを付与しております。当該指標を定量評価の基準としている理由といたしましては、当社株価の変動を大きく左右すると判断したためであります。

なお、当事業年度は単体売上高は未達であったものの、単体営業利益は目標を達成したため、最終ポイント付与時の達成係数は、0.5を採用しました。

なお、株式報酬は上記取締役報酬の限度額とは別額であります。本株式報酬は監査等委員を除く取締役と執行役員、理事を対象として2017年2月24日開催の第66期定時株主総会において1事業年度当たり32,000株（うち取締役分として16,000株）を上限として決議しております。当該決議時の取締役員数（監査等委員を除く）は8名であります。

ハ 監査等委員である取締役

監査等委員の報酬等の額は、固定報酬である「基本報酬」のみで構成し、その具体的な金額は、①に記載の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議の上、定めております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬 (BBT)	
取締役 (監査等委員を除く)	50,440	42,059	6,406	1,975	6
取締役 (監査等委員)	11,089	11,089	—	—	2
社外取締役 (監査等委員)	7,200	7,200	—	—	2

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は5名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。
2. 上記には2024年2月27日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 当事業年度における業績連動報酬は賞与及び株式報酬（BBT）であります。



#### (4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係  
蓮沼辰夫氏は巴工業株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社との間に取引はございません。
- ③当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	小代 順 治	当事業年度に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査等委員会に13回中13回出席いたしました。 弁護士の資格を有し、特にコンプライアンスについての最新の知見をもって、会計監査人との面談や取締役会及び監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	蓮 沼 辰 夫	当事業年度に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査等委員会に13回中13回出席いたしました。 税理士の資格を有し、特に財務会計について最新の知見をもって、会計監査人との面談や取締役会及び監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 みおぎ監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	支払額（千円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な情報の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の方針に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 法令遵守体制の円滑な運営を図るために、当社行動綱紀、コンプライアンス規程を定める。内部統制委員会を設け、内部統制システムの構築・改善・維持を推進する。法令遵守・内部統制の実施・維持は監査統括部が担当する。法令遵守・内部統制に係る規程・ガイドラインの策定等の立案は各担当部署においてもできるものとする。

ロ 取締役は、当社における重大な法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告し、遅滞なく取締役会にも報告するものとする。

ハ 法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実についての社内報告体制を担保するために、社内通報規程に基づき社内通報システムを整備する。

ニ 監査等委員は、当社の法令遵守体制、社内通報システムの運用に問題があると認められる場合には、改善の策定を求めることができる。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内情報管理規程・文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、業務執行に係るリスクについて、個々の管理責任者をおき、リスクの把握と管理をする体制を整備する。

ロ リスク管理体制の円滑な運用を図るためリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、管理責任者が、リスク管理並びに対応・対処を行う。重大なる不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて情報連絡チームや社外アドバイザーを組織し、迅速な対応を行い、被害損失の拡大を防止する。

- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回、必要に応じて適時臨時の取締役会を開催し、その審議を経て執行決定を行う。
  - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行は、当社規程の定めに基づき実施する。
- ⑤当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- イ グループ各社と緊密な連携を図り、企業集団としての経営の健全性及び効率性の向上に資することを目的として「関係会社管理規程」を制定し、規程に基づいてグループ会社を管理する「関連事業統括室」を設置する。
  - ロ 関連事業統括室は「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の経営内容の把握、経営指導を実施する。
  - ハ 当社の監査等委員は、当社の監査に必要な範囲で関係会社に対し、事業経過の概要につき報告を求められることがある。
  - ニ 当社は、当社の監査に必要な範囲で関係会社の会計について監査することがある。
- ⑥当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び社員に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ 監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人に関する監査等委員補助者規程を定め、監査等委員からの申請があったときに監査等委員補助者を任命する。
  - ロ 監査等委員補助者の人事に係る事項は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定し、監査等委員補助者の独立性を確保する。
  - ハ 監査等委員からの指示の実効性を確保するため、監査等委員補助者は、その職務に関して監査等委員の指揮命令のみに服す。
- ⑦当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人は、法令違反並びに法令遵守に関する重大な事実が当社業務や業績に重要な影響をおよぼすと判断される場合には、都度、監査等委員会に報告するものとする。監査等委員会が選定する監査等委員は、前記に関わらず、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ロ 社内通報規程の運用により、監査等委員会への法令違反・その他法令遵守に関する円滑な報告体制を確保する。
  - ハ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑧当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じないとともに、取引関係も含めた一切の関係を遮断する。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は監査等委員会制度を採用しており、取締役会、監査等委員会の各機関を設置しております。取締役会は監査等委員である取締役3名を含む8名で構成されており、監査等委員会は1名の取締役（常勤監査等委員）と2名の社外取締役（監査等委員）で構成されています。

当社は、取締役会において内部統制基本方針の見直しを定期的に行い、その実施状況を、毎月開催する取締役会で報告する体制を採っております。当社業務の執行状況が当社取締役会で報告されることにより、社外取締役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、取締役（常勤監査等委員）は、当社取締役会のほか社内的重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,104,629</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,174,617</b>
現金及び預金	1,832,649	調査未払金	712,916
受取手形	11,756	短期借入金	2,220,000
完成調査未収入金及び契約資産	3,587,052	1年内償還予定の社債	100,000
未成調査支出金	574,142	1年内返済予定の長期借入金	68,588
材料貯蔵品	519	リース債務	91,401
その他	98,863	未払法人税等	220,951
貸倒引当金	△352	賞与引当金	7,169
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,661,815</b>	未成調査受入金	236,692
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,614,991</b>	その他	516,897
建物及び構築物	695,398	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,058,522</b>
機械装置及び運搬具	127,706	社債	100,000
土地	1,538,475	長期借入金	135,899
リース資産	245,529	リース債務	181,785
その他	7,880	役員退職慰労引当金	817
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>41,483</b>	退職給付に係る負債	584,219
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,005,341</b>	その他	55,800
投資有価証券	615,316	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,233,140</b>
長期貸付金	1,808	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	139,491	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,238,186</b>
その他	248,726	資本金	819,965
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,766,445</b>	資本剰余金	826,345
		利益剰余金	3,120,850
		自己株式	△528,973
		その他の包括利益累計額	295,118
		その他有価証券評価差額金	281,661
		退職給付に係る調整累計額	13,456
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,533,305</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>9,766,445</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年12月1日から  
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,559,436
売 上 原 価		6,895,495
売 上 総 利 益		2,663,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,232,829
営 業 利 益		431,112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	19,651	
雑 収 入	104,467	124,118
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,343	
雑 損 失	2,049	34,392
経 常 利 益		520,838
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	51,413	51,413
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		572,251
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	238,425	
法 人 税 等 調 整 額	△20,014	218,411
当 期 純 利 益		353,840
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		353,840

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から  
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	819,965	826,345	2,811,460	△528,874	3,928,896
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△44,450		△44,450
親会社株主に帰属する 当期純利益			353,840		353,840
自己株式の取得				△99	△99
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計			309,389	△99	309,290
当連結会計年度末残高	819,965	826,345	3,120,850	△528,973	4,238,186

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額	
当連結会計年度期首残高	280,608	4,976	285,585	4,214,481
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△44,450
親会社株主に帰属する 当期純利益				353,840
自己株式の取得				△99
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,053	8,480	9,533	9,533
当連結会計年度変動額合計	1,053	8,480	9,533	318,823
当連結会計年度末残高	281,661	13,456	295,118	4,533,305

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ユニオン・コンサルタント

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の名称

文化財調査コンサルタント株式会社

OHYA UNDERGROUND ENERGY株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社の株式会社ユニオン・コンサルタントは決算日を3月31日から11月30日に変更しております。

この決算日の変更に伴い、当連結会計年度において、当該連結子会社については、2023年10月1日から2024年11月30日までの14か月間を連結対象期間としております。

なお、決算日を変更した連結子会社の2023年10月1日から2024年11月30日までの損益については、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## ②棚卸資産

未成調査支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬器具 2年～8年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### ③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

## (3) 引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員への賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### ③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

## ③小規模企業による簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5)収益及び費用の計上基準

当社グループは地質調査、土質調査を中心に環境・防災・海洋調査業務等を行っており、当該履行義務は調査業務の進捗に伴い支配が顧客に移転し、一定の期間にわたり充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法(工事原価総額に対する発生した工事原価の割合)によっております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を適用しております。また、少額又は期間がごく短い業務については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高

### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 7,293,605千円(うち川崎地質株式会社 7,207,243千円)

### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高については、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度を見積り、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

## ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

### 「工事原価総額」

契約案件ごとの実行予算に基づいて見積もっております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて人件費や外注費等の工数を積み上げて策定しております。また、調査着手後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積と実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積の見直しを行っております。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りは、仕様の変更、外注費の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による調査の中断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## （追加情報）

### （従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

#### （1）役員株式給付信託（BBT）

当社は、役員等に対して業績や株価を意識した経営を動機付け、かつ株主との利益意識を共有することを目的として「役員株式給付信託（BBT）」を導入しております。

##### ①取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、受益者要件を満たした者に対して当社株式を給付する仕組みです。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

##### ②会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

##### ③信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、44,360千円、17,744株であります。

## (2) 従業員株式給付信託 (J-E S O P)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」を導入しております。

### ①取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

また、信託銀行は制度加入者である当社従業員 (信託管理人) の指図に基づき議決権を行使します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

### ②会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

### ③信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は、当連結会計年度140,705千円であります。信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しておりません。

また、期末株式数は、当連結会計年度は53,500株であります。期中平均株式数は、当連結会計年度は57,069株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の計算上、控除する自己株式数に含めておりません。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額	2,203,091千円
2.担保に供している資産及びこれに対する債務	
(1)担保に供している資産	
建物及び構築物	356,339千円
土地	1,255,387千円
計	1,611,726千円
(2)上記に対する債務	
短期借入金	1,100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	9,996千円
1年内償還予定の社債	100,000千円
長期借入金	46,663千円
社債	100,000千円
計	1,356,659千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,057,980株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月27日 定時株主総会	普通株式	22,225	25	2023年11月30日	2024年2月28日
2024年7月11日 取締役会	普通株式	22,224	25	2024年5月31日	2024年8月5日

(注) 2024年2月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には「従業員株式給付信託(J-E S O P)及び役員株式給付信託(B B T)制度」が保有する当社株式に対する配当金1,946千円が含まれており、2024年7月11日開催の取締役会決議による配当金の総額には「従業員株式給付信託(J-E S O P)及び役員株式給付信託(B B T)制度」が保有する当社株式に対する配当金1,866千円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,224	25	2024年11月30日	2025年2月28日

(注) 2025年2月27日定時株主総会決議予定による配当金の総額には「従業員株式給付信託(J-E S O P)及び役員株式給付信託(B B T)制度」が保有する当社株式に対する配当金1,781千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成調査未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である調査未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払いであります。

社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、償還日（又は返済期日）は決算後、最長で7年あります。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、販売管理規程に従い、各支社支店が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、完成調査未収入金及び契約資産、調査未払金、短期借入金については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	576,386	576,386	—
資 産 計	576,386	576,386	—
(1) 長期借入金(※)	204,487	202,132	△2,354
(2) 社債(※)	200,000	198,419	△1,580
負 債 計	404,487	400,551	△3,935

(※) 1年内返済予定の長期借入金及び1年内償還予定の社債を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	22,930
関 係 会 社 株 式	16,000

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,832,649	—	—	—
(2) 受取手形	11,756	—	—	—
(3) 完成調査未収入金	481,229	—	—	—
合 計	2,325,634	—	—	—



### 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	68,588	121,480	14,419	—

### 4. 社債の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	100,000	100,000	—	—

#### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	576,386	—	—	576,386
資 産 計	576,386	—	—	576,386

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	202,132	—	202,132
社債	—	198,419	—	198,419
負債計	—	400,551	—	400,551

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に東京都港区内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルを所有しております。なお、その一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首 残高	当連結会計年度増減 額	当連結会計年度末残 高	
1,462,238	△16,775	1,445,482	2,287,689

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、増加はなく減少は減価償却(16,775千円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2024年11月期における損益は次のとおりであります。

賃貸収益(千円)	賃貸費用(千円)	差額(千円)	その他(売却損益等) (千円)
64,774	24,028	40,746	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、オフィスとして当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益及び当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)は計上されておられません。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社グループは、建設コンサルタント事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	建設コンサルタント事業		
	一時点で移転される財又はサービス	一定期間にわたり移転される財又はサービス	合計
国・官公庁	207,852	3,636,540	3,844,392
地方公共団体	863,189	801,599	1,664,788
民間その他	1,194,790	2,855,465	4,050,255
顧客との契約から生じる収益	2,265,831	7,293,605	9,559,436
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	2,265,831	7,293,605	9,559,436

(2) 収益を理解するための基礎的な情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	527,522	481,229
契約資産	3,008,680	3,105,823
契約負債	216,305	236,692

- (注) 1. 契約資産は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足される場合に該当するものについて、期末日時点で収益を認識しているが未請求の履行義務に係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えます。
2. 契約負債は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約について、一定の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩します。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は5,699,092千円であり、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約に関する取引によるものです。当該取引は契約の履行に応じ、期末日後概ね2年以内に収益認識される予定です。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,203円23銭
2. 1株当たり当期純利益	406円13銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,897,584</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,052,937</b>
現金及び預金	1,748,213	調査未払金	686,510
受取手形	11,756	短期借入金	2,200,000
完成調査未収入金及び契約資産	3,508,537	1年内償還予定の社債	100,000
未成調査支出金	538,666	1年内返済予定の長期借入金	50,000
材料貯蔵品	519	リース債務	90,751
前払費用	66,248	未払金	25,505
その他	23,997	未払費用	381,194
貸倒引当金	△352	未払消費税等	53,935
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,607,791</b>	未払法人税等	219,756
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,466,231</b>	未成調査受入金	195,297
建物	636,893	預り金	39,363
構築物	2,489	前受収益	770
機械及び装置	127,703	その他	9,851
車両運搬具	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>982,229</b>
工具、器具及び備品	1,793	社債	100,000
土地	1,453,068	長期借入金	50,000
リース資産	244,283	リース債務	181,189
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>39,606</b>	退職給付引当金	595,239
ソフトウェア	17,499	預り保証金	55,800
リース資産	18,732	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,035,167</b>
電話加入権	3,374	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,101,952</b>	株 主 資 本	4,191,812
投資有価証券	589,099	資 本 金	819,965
関係会社株式	126,983	資 本 剰 余 金	826,345
出 資 金	8,540	資 本 準 備 金	826,345
長期貸付金	1,808	利 益 剰 余 金	3,074,476
長期前払費用	77,896	利 益 準 備 金	143,748
繰延税金資産	145,430	その他利益剰余金	2,930,727
差入保証金	53,119	買換資産圧縮積立金	82,208
その他	99,074	別途積立金	1,126,000
		繰越利益剰余金	1,722,518
		自 己 株 式	△528,973
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	278,396
		その他有価証券評価差額金	278,396
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,505,376</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,470,208</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>9,505,376</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年12月1日から  
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,215,306
売 上 原 価		6,670,417
売 上 総 利 益		2,544,888
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,131,012
営 業 利 益		413,876
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	19,347	
雑 収 入	100,518	119,866
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,085	
雑 損 失	1,819	31,905
経 常 利 益		501,837
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	51,413	51,413
税 引 前 当 期 純 利 益		553,250
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	232,961	
法 人 税 等 調 整 額	△20,014	212,946
当 期 純 利 益		340,303

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から  
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					買換資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当事業年度期首残高	819,965	826,345	826,345	143,748	82,208	1,126,000	1,426,665	2,778,623	△528,874	3,896,058	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△44,450	△44,450		△44,450	
当期純利益							340,303	340,303		340,303	
自己株式の取得									△99	△99	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	295,852	295,852	△99	295,753	
当事業年度期末残高	819,965	826,345	826,345	143,748	82,208	1,126,000	1,722,518	3,074,476	△528,973	4,191,812	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	278,077	278,077	4,174,136
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	△44,450
当期純利益		-	340,303
自己株式の取得		-	△99
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	318	318	318
事業年度中の変動額合計	318	318	296,072
当事業年度期末残高	278,396	278,396	4,470,208

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成調査支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 6～46年

機械及び装置 2～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社は地質調査、土質調査を中心に環境・防災・海洋調査業務等を行っており、当該履行義務は調査業務の進捗に伴い支配が顧客に移転し、一定の期間にわたり充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（工事原価総額に対する発生した工事原価の割合）によっております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合には、原価回収基準を適用しております。また、少額又は期間がごく短い業務については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### （会計上の見積りに関する注記）

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高

##### （1）当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 7,207,243千円

##### （2）識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高については、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度を見積り、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

「工事原価総額」

契約案件ごとの実行予算に基づいて見積もっております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて人件費や外注費等の工数を積み上げて策定しております。また、調査着手後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積と実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積の見直しを行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りは、仕様の変更、外注費の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による調査の中断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表の(追加情報)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額	2,092,183千円
2.担保に供している資産及びこれに対する債務	
(1)担保に供している資産	
建物	322,365千円
土地	1,173,779千円
計	1,496,144千円
(2)上記に対する債務	
短期借入金	1,100,000千円
1年内償還予定の社債	100,000千円
社債	100,000千円
計	1,300,000千円
3.関係会社に対する金銭債務	810千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
仕入高	3,756千円
一般管理費	1,472千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
自己株式				
普通株式	186,694	37	-	186,731
合計	186,694	37	-	186,731

(注) 1. 普通株式の自己株式の当期末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託Eロ)が所有する「役員株式給付信託(BBT)制度」の株式が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の増加37株は単元未満株式の買取によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,998千円
未払事業所税	1,396千円
退職給付引当金	182,262千円
減損損失	15,957千円
投資有価証券評価損	2,798千円
関係会社株式評価損	1,530千円
賞与	72,408千円
その他	36,203千円

繰延税金資産の小計 325,556千円

評価性引当額 △22,585千円

繰延税金資産の合計 302,971千円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	36,281千円
その他有価証券評価差額金	121,259千円

繰延税金負債の合計 157,541千円

繰延税金資産の純額 145,430千円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,130円81銭
2. 1株当たり当期純利益	390円59銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月17日

川崎地質株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 中 村 謙 介  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 高 野 将 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎地質株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月17日

川崎地質株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 中 村 謙 介  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 高 野 将 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎地質株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査統括部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月21日

川崎地質株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 土 子 雄 一 ㊞

監 査 等 委 員 小 代 順 治 ㊞

監 査 等 委 員 蓮 沼 辰 夫 ㊞

(注) 監査等委員小代順治氏及び蓮沼辰夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え安定配当の維持を基本としております。

#### 期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は22,224,825円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2025年2月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の事業内容の多様化および今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ～13. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ～13. (現行どおり)
(新設) <u>14.</u> (条文省略)	<u>14.</u> 警備業 <u>15.</u> (現行どおり)

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	取締役会 出席回数
1	再任 栃本泰浩 (1961年2月9日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社西日本支社技術部長 2015年3月 当社理事西日本支社シニアエンジニア 2015年4月 当社理事戦略企画本部技術企画部長 2017年2月 当社執行役員西日本事業本部長兼西日本支社長 2018年2月 当社執行役員戦略企画本部長 2018年2月 当社取締役執行役員戦略企画本部長 2020年2月 当社代表取締役社長兼戦略企画本部長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任） 2023年2月 当社経営管理本部長（現任） （取締役選任理由） 当社の事業部門及び技術統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、代表取締役として当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	2,740株	14回/14回
2	再任 太田史朗 (1973年7月10日生)	1996年4月 当社入社 2008年9月 当社北日本支社技術部長 2011年3月 当社理事北日本支社技術部長 2011年12月 当社理事北日本支社技術開発部長 2013年2月 当社取締役執行役員北日本支社長 2021年2月 当社取締役常務執行役員北日本支社長 2021年4月 当社取締役常務執行役員事業企画部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員企画・技術本部長 2022年12月 株式会社ユニオン・コンサルタント取締役（現任） 2023年2月 当社代表取締役専務執行役員企画・技術本部長（現任） （取締役選任理由） 当社の事業部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、販路拡大等、当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	4,315株	14回/14回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数	取締役会 出席回数
3	再任 濱田 泰治 (1969年9月2日生)	<p>1994年4月 当社入社 2014年4月 当社事業本部地盤部長 2020年2月 当社首都圏事業本部長 2020年3月 当社理事首都圏事業本部長 2021年2月 当社執行役員首都圏事業本部長 2021年4月 当社執行役員関東支社長 2023年2月 当社取締役執行役員関東支社長（現任）</p> <p>（取締役選任理由） 当社の事業部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、事業推進等当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担うものとして適任である。</p>	1,445株	14回/14回
4	再任 沼宮内 信 (1969年9月12日生)	<p>1994年4月 当社入社 2009年4月 当社北海道支店長 2013年2月 当社理事北海道支店長 2013年6月 当社理事本社営業本部営業企画部長 2021年4月 当社理事事業企画部事業推進部長 2022年2月 当社執行役員企画・技術本部副本部長 2023年2月 当社取締役執行役員企画・技術本部副本部長（現任）</p> <p>（取締役選任理由） 当社の事業部門及び技術・営業統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、事業推進や人材育成等当社の持続的な発展に尽力しており、当社の企業価値向上を担う者として適任である。</p>	2,330株	14回/14回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数	取締役会 出席回数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> わか 若 狭 聡 (1959年4月21日生)	1991年11月 パシフィックコンサルタンツ株式会 社入社 2014年10月 同社国土保全事業本部長 2016年10月 同社事業管理統括部長 2016年12月 同社取締役事業管理統括部長 2017年12月 パシフィックコンサルタンツグルー プ株式会社取締役総務部長 2019年3月 株式会社エスサービス顧問 2021年1月 当社入社 技術顧問 (現任) (取締役選任理由) 大手建設コンサルタント会社において、取締役と して、設計業務の事業推進・事業管理や、危機管 理・関連会社の統括管理を担う等、幅広い経験・ 実績・見識を有し、当社の企業価値向上を担うも のとして適任である。	一株	一回/一回
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> かざ 風 間 基 樹 (1959年2月7日生)	1981年4月 運輸省(現国土交通省)入省 1994年3月 東北大学工学部土木工学科助教授 2000年8月 東北大学大学院工学研究科土木工学 専攻教授 2024年4月 当社入社 技術顧問 (現任) (取締役選任理由) 国内の地盤防災分野の研究における第一人者であ り、防災や災害対応に関する行政委員も数多く経 験する等、豊富な経験・実績・見識を有し、当社 の企業価値向上を担うものとして適任である。	一株	一回/一回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数	取締役会 出席回数
7	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</span> </div> 若林真妃 <small>わかばやしまき</small> (1975年7月6日生)	2004年10月 弁護士登録 高井伸夫法律事務所 (現 弁護士法人高井・岡芹法律事務所) 入所 2009年9月 築地四丁目法律事務所パートナー弁護士 (現任) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 過去に直接会社経営に関与した経験はないが、弁護士としての高度な専門知識を有しており、当社の法務・コンプライアンスやガバナンス体制の強化、リスク管理への貢献を期待することができ、当社の企業価値向上を担うものとして適任である。	一株	一回/一回

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 若林真妃氏は社外取締役候補者であります。
3. 若林真妃氏が社外取締役に就任した場合、当社は若林真妃氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提起された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 若林真妃氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。



#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役の選任効力が満了となりますので、引き続き法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
く とう ひで お 工 藤 秀 男 (1958年4月17日生)	1977年4月 札幌国税局入局 2011年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 2015年7月 国税庁長官官房東京派遣次席国税庁監察官 2017年7月 東京国税局調査第一部次長 2018年7月 芝税務署長 2019年8月 工藤秀男税理士事務所所長(現任) 2020年4月 株式会社アルテサロンホールディングス(現株式会社アルテジェネシス) 社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 工藤秀男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 工藤秀男氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、その専門の見地及び見識により職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 工藤秀男氏が社外取締役に就任した場合、当社は工藤秀男氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提訴された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 工藤秀男氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性及び経験は以下のとおりです。

取締役（監査等委員を除く）

氏名	企業経営	事業戦略・営業	技術・品質管理	技術開発・イノベーション	財務会計	法務・内部統制	サステイナビリティ・ESG	人事労務・人材開発	行政経験
栃本泰浩	○	○	○	○	○		○	○	
太田史朗	○	○	○	○			○	○	
濱田泰治	○		○			○		○	
沼宮内信	○	○	○				○	○	
若狭 聡	○		○	○		○	○	○	
風間基樹			○	○					○
若林真妃						○	○	○	

監査等委員である取締役

氏名	企業経営	事業戦略・営業	技術・品質管理	技術開発・イノベーション	財務会計	法務・内部統制	サステイナビリティ・ESG	人事労務・人材開発	行政経験
土子雄一	○				○	○	○	○	
小代順治						○			
蓮沼辰夫					○				○

補欠の監査等委員である取締役

氏名	企業経営	事業戦略・営業	技術・品質管理	技術開発・イノベーション	財務会計	法務・内部統制	サステイナビリティ・ESG	人事労務・人材開発	行政経験
工藤秀男					○				○

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階  
三田NNホール  
T E L . 03-5443-3233 (代表)



### 〈最寄駅〉

- JR 田町駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線三田駅直結 (A9出口)
- 都営地下鉄浅草線三田駅より徒歩3分